

⑫ 介護保険施設における食費・居住費と高額サービス費の負担限度額が8月から変わります

問 高齢福祉課(内線 170) 笠間支所福祉課(内線 72134) 岩間支所福祉課(内線 73172)

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

①所得が低い方に対する介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度(補足給付)が変わります。

○認定要件である預貯金額が変わります

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により補足給付の対象となります。

【世帯全員が非課税】

所得の状況(利用者負担段階)	7月まで	8月から
※年金収入等80万円以下(第2段階)	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※ 年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

○食費(日額)の負担限度額が変わります

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

【世帯全員が非課税】

所得の状況(利用者負担段階)	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
年金収入等80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※補足給付の対象ではない方の食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わりますが、実際にご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

②毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が次のとおり新設されます。

課税所得690万円(年収1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収770万円)～690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更ありません。

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。
市農業公社 Tel 0296-73-6439